

令和6年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和6年11月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和6年11月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **2万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* 詳しい申請方法は、お住まいの市町の「令和6年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金」担当窓口までお問い合わせください。

3. 給付金の支給手続き

■ 令和6年11月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。

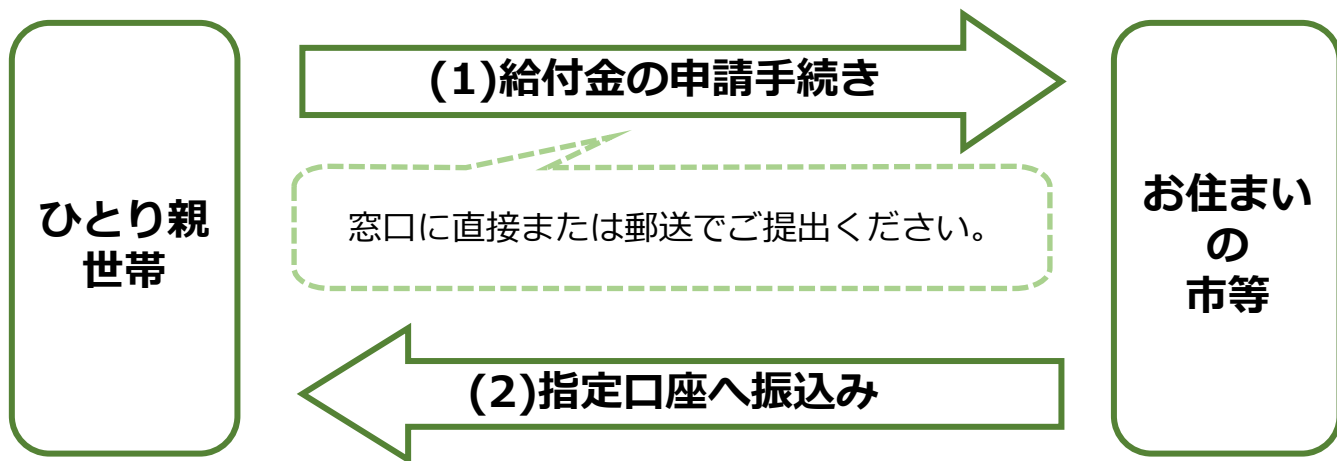
振込時期等を通知の上、令和6年11月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市町の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに県・市町（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町や最寄りの警察署にご連絡ください。